

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

評価対象A-1 利用者の尊重と権利擁護 (奈良県では「利用者の尊重」)

ふくてっく A-1-(1) 自己決定の尊重		第三者評価結果	自己評価結果
46	⁻¹ 子どもの自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの意思表示を引き出せるように配慮し、主体的な活動を支援しています。また、子どもの自己決定を尊重し見守りに重きをおいた支援を行っています。職員からは共通して「子どもに選択」「のびのび」「一人ひとりに向き合う」という言葉を聞くことができました。放課後という特性から、子どもたちがくつろげる居場所であることを大事に考え、例えば親と子の意向がすれ違う場合には、あくまで子どもの側に立って子どもの自己決定を尊重しています。</p>			
ふくてっく A-1-(2) 権利侵害の防止等		第三者評価結果	自己評価結果
47	⁻² 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	a
<p><コメント></p> <p>個人情報保護管理委員会、リスクマネジメント委員会、虐待防止委員会の3つの委員会から構成される「権利擁護委員会」が設置され担当者も決まっておりますが、職員への周知に留まり開催には至っておりません。これまで問題が起らなかったこともあって、家庭での虐待等に目を向ける姿勢はあまり感じられませんでした。また、子どもの服装などの様子や食事摂取状況などグレーな兆候からは、それが家庭内の虐待であると判断することは難しい状況です。より踏み込んだアプローチの工夫と取組が求められます。家族等への支援については、虐待に発展してからの課題ではなく、虐待に至らないよう家族の精神面・生活面へのサポートが期待されます。権利擁護に関する意識と理解を高めるため具体的に検討する機会を定期的に設け、対応方法や家庭における虐待等権利侵害の防止と早期発見するための具体的な予防策の仕組みを整備した実践が望まれます。</p>			
ふくてっく A-1-(3) 他者の尊重		第三者評価結果	自己評価結果
48	⁻¹ 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b	a
<p><コメント></p> <p>人権擁護に関する映像を子どもに鑑賞させて理解を促していますが、理解の程度は確認できません。日々の活動の中では、例えば公園では大声を出さないことや集団で食事を摂るときのマナーなどを身につけるよう支援しています。しかしながら、子どもの間でも身体障害の子が知的の子を見下す傾向があるとの証言もありました。やってはいけないことを理解させることは難しい面もありますが、集団遊びの中などで自然とわかまえるよう支援することが求められます。また、年齢の違う子ども同士が集団でいることで自然に学ぶこともあるでしょうが、実際は職員と子どもの関係の方が強く、子ども同士が感情を交える場面はあまり見られませんでした。休日には集団ケアのプログラムもあるようですので、そうした機会に子どもたちが上手にぶつかったり仲直りしたりする経験を積んでくれることを期待します。</p>			
ふくてっく A-1-(4) 性に関する教育		第三者評価結果	自己評価結果
49	⁻¹ 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b	a
<p><コメント></p> <p>着替え時やトイレ使用時に異性が一緒にならないよう最低限の指導や制限はしています。しかしながら、トイレのハード面の設えでは配慮が足りていません。例えば、小学校からトイレは男女別になっています。男子トイレには小便器、女子トイレには生理用品等のゴミ箱が必要になります。性についての正しい知識は日常生活の環境からも身につけることができます。また、今後中学生以上の割合が増えていくことを想定すれば、性に関する援助技術を今から学んでおくことが求められます。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

ふくてっく A-1-(5) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果	自己評価結果
50	⁻¹ 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの特性に応じて個別的な対応がとられています。例えば、玄関先の靴箱に昇りたがる子どもをボルタリングへ誘導していました。また、各事業所で特徴付けがなされており、適切な施設に通ったり複数行き来したりして、フラストレーションが生じないよう工夫しています。子どもの不適応行動は療育日誌等で職員間で共有され、送迎時にも保護者に報告されています。しかしながら、療育日誌等に問題行動の事実は記されていても、ケース会議等でその原因の究明や改善策等を話われた記録は確認できませんでした。</p> <p>※こどもの不適応行動への適切な対応は、①その子どもの社会適応性を育むために、②他の子どもの権利擁護のために欠かせませんが、それ以上に③適切な対応を怠った安易な行動制止が虐待の入口となってしまうことを防止するためにも極めて重要です。子どもの不適応行動には必ずそれぞれに隠れた要因があるはずで、職員にはそうした隠れた要因を察知する感受性と専門性が求められますが、そうしたスキルは一遍の座学で育むことは難しく、日常的な支援のなかで、いかに職員が情報を共有しコミュニケーションを図るかにかかっています。</p>			
A-1-(1) 利用者の尊重		第三者評価結果	自己評価結果
51	⁻¹ 子どもの心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	b	b
<p><コメント></p> <p>意思表示や伝達が困難な子どもについては、日常生活の関わりを通じて一人ひとりのサインを発見し、工夫を含めた個別的な配慮を行っています。職員の言うことは子どもたちはよく理解しています。絵カード等特別なコミュニケーションツールは活用されていません。一人ひとりの子どもと向き合うことでコミュニケーションはできていると、実際そう見えました。今回の第三者評価受審のなかで、絵カードの利用や、子どもが希望する外出先を示しやすいような資源マップの作成を計画していますが、まだ実現していません。今後の取り組みに期待します。</p>			
52	⁻² 子どもの意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	b	a
<p><コメント></p> <p>子どもの行動に対しては、見守りの姿勢を基本としてその自由を認めています。一事業所で支援できない事も三事業所を活用し子どもが主体的に活動できる場に広がりがあることは評価できます。しかしながら、事業所内外の設えには選択の範囲に限りがあります。子どもの意思決定を支援する前提として、本人がしたいことを進んで選べるような多くの選択肢を提供するとともに、こどもの最善の利益を目指した選択を支援することが求められます。</p>			
53	⁻³ 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対して子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動を受け止めて、見守るという姿勢を大切にして、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a	a
<p><コメント></p> <p>見守り支援を基本とし、見守りをしながらできたら褒めるなど、子どもの発達を促す支援が行われています。放課後等デイサービスが学校と家庭のはざまにあるという位置づけから、子どもたちがくつろいで過ごす居場所であることを大切にしており、大型遊具やおもちゃ、ゲーム、本などを備えて自由な時間を過ごします。外遊びしたい子には職員が付き添って近くの公園に行ったりもします。子どもの自発性が何より尊重されています。</p>			
54	⁻⁴ 子どもの自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	c	a
<p><コメント></p> <p>子どもの意思を最大限に尊重して「見守る」という姿勢に徹しています。できないことを課題としてその克服をめざす医学モデルではなく、社会モデルの思考を基本として子どもの主体的な成長を支援するとされています。しかしながら、子どもそれぞれの「できること」や可能性に着目して、「強み」を引き出し、これを子どもとともに伸ばしてゆこうとする具体的なプログラムの設定が明確ではありません。プログラムは遊びを通じて自然に成長していくことへの支援が中心です。社会経験の幅を広げるための積極的な地域との交流等の支援の取り組みも十分ではありません。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

55	-5	子どもが放課後等デイサービスを終了した後の地域生活を念頭に他の福祉施策等と連携した支援を行っている。	c	c
<コメント> サービス終了後の地域生活を念頭に置いた他の福祉施策との連携はとくにありません。また、今まで放課後等デイサービス期間を満了した子どもがいないため、その支援体制が整えられていません。高校を卒業して、放課後等デイサービスの利用を終了する子どもについては、終了後の就学や就労を主体的に選択して行けるよう支援することが欠かせません。そのためには現在通学している学校とはもちろん、進学する学校情報の提供や就労支援に係る福祉事業所との連携が重要です。更に、社会生活に馴染んでいけるよう、地域の子どもや大人との交流を図って、子どもの社会性を育むことが、放課後等デイサービスに求められています。				
A-1-(2) 利用者の権利擁護			第三者評価結果	自己評価結果
56	-1	子どもの権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a	b
<コメント> 個人情報保護管理委員会、リスクマネジメント委員会、虐待防止委員会の3つの委員会から構成される「権利擁護委員会」が設置され担当者も決まっておりますが、職員への周知に留まり開催には至っておりません。虐待防止マニュアルが策定され、身体拘束についての職員研修も実施されました。虐待防止マニュアルには体罰等を禁止する趣旨や、万一発生した場合の所管行政への届出・報告の手順が明記されていますが、就業規則には体罰等を禁止し、万一発生した場合の処分規定の明記がありません。子どもや家族等へも虐待等の内容・事例をわかりやすく示して周知することが求められます。事例検討や援助技術の向上など具体的な取組に期待しています。				

評価対象A-2 日常生活支援

ふくてっく参考		第三者評価結果	自己評価結果
57	個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a	a
<コメント> 以前から個別支援計画に沿って子ども一人ひとりの支援に配慮されてきましたが、さらに個別支援計画を補完する一人ひとりの手順書が作成されつつあります。より細かな実践を目指すもので、高く評価できます。			
58	個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	b	a
<コメント> 日常生活支援については、個別支援計画や手順書などを策定して個別対応に重きをおくことにより、子ども一人ひとりのペースにあわせた支援が展開されています。日常生活スキルチェックに基づき課題は共有したうえで、しつけなど強制するのではなく、あくまで子どもの意思を優先しています。また登園時の検温や排泄時・おやつ時の手洗いは指示、誘導していますが、歯磨き等の習慣は組み込まれていません。大人へのあいさつは子供らしい自然体で無理のないものに見えました。 ※子ども一人ひとりのフェイスシートで、どのように個別の課題を把握しているか？ そこから何を旨とした個別支援計画となっているか？個別支援計画は、支援者側の価値観だけで策定されているのではなく、利用者の意向が明示されているか？などが問題として問われます。個別支援の理念は今日的な障がい福祉理念の最重要課題であり、部門を超えた専門職の合議や利用者・家族の同意等はもはや当然であって、それを越えた取組を期待します。			
A-2-(1) 食事		第三者評価結果	自己評価結果
-1	サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている	非該当	非該当
<コメント>			
-2	食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている	非該当	非該当
<コメント>			
-3	喫食環境（食事時間を含む）に配慮している	非該当	非該当
<コメント>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

A-2-(2) 衛生管理		第三者評価結果	自己評価結果
59	⁻¹ 子どもの快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b	a
<p><コメント></p> <p>施設内において衛生設備面への配慮(手洗い・歯磨き・トイレ等)が不足しています。また、壁紙のめくれ、壁の穴・破損などは放置されています。子どもが静かに遊びのできる空間、休息できる空間、年齢に応じて更衣のできる空間などを工夫して確保することが求められます。施設の外観及び周辺環境は、衛生上・美観上好ましいものと評価されます。事業所内部については、3店それぞれに特徴があり、橿原支店では大きなエア遊具で体幹機能が鍛えられる仕掛けがあり、天理本店では書籍が豊富に活用しやすいよう整えられています。菅原支店はやや空間が狭いながら、ここでもエア遊具があり、登園時にまず体を動かしてから落ち着かせるなどの工夫があります。また、子どもの状況によっては臨機に利用する支店を変える弾力的な運用が図られています。共通して指摘できる課題としては、各店とも、元気に走り回る子どもと、おちついて学習や遊びをしようとする子どものすみわけがうまくいっていません。また、床がコンクリート面にシートまたはカーペットを敷いたものとなっており、転倒時の事故が懸念されます。衛生面については各店舗とも子どもの手洗い設備が不足です。くに橿原支店ではトイレ内の手洗いを使用している状況で、改善が求められます。そのほか、橿原支店では壁のクロスが随所ではがされたまま放置されていて殺伐とした感が否めないことと、窓も少なく換気量が不足気味です。</p>			
A-2-(3) 入浴		第三者評価結果	自己評価結果
	⁻¹ 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	⁻² 入浴は、利用者の希望に沿って行われている	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	⁻³ 浴室・脱衣場等の環境は適切である	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
A-2-(4) 排泄		第三者評価結果	自己評価結果
60	⁻¹ 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。(一部適用)	c	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画に基づき、子ども一人ひとりに合わせた排泄介助・声掛けを行っています。しかしながら、トイレスペースは介助を考慮すると狭く内部での介助動作に支障がありそうです。また、施設内に洋式便器は1台づつかありません。性差への対応を考慮すると男女別のトイレや男子用小便器等の設置も検討することが求められます。本評価項目は心身に障がいをもつ利用者を“支援対象”とみて、その“介助”の質を問うものですが、放課後等デイサービスにおいては、もちろんそうした介助の質も一定必要としていますが、それ以上に子どもの養育支援という観点から評価する必要があります。その意味では、例えば①用便の場と手洗いの分離、②視覚障がいのある子どもが自力でトイレを利用出来るための設え、③性差の意識づけ、④ピクトサインの工夫、⑤男子の立位小便器への順応など、ハード面の改善を期待する課題は多岐に亘ります</p>			
61	トイレは清潔で快適である	c	a
<p><コメント></p> <p>トイレの清掃は保たれています。しかしながら、一部破損した扉やガムテープで補修したタンク等がありますが、応急補修がそのまま放置されるこのない取組が求められます。</p>			
A-2-(5) 衣服		第三者評価結果	自己評価結果
	⁻¹ 入所者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	⁻² 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である	非該当	非該当
<p><コメント></p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

A-2-(6) 理容・美容		第三者評価結果	自己評価結果
-1	利用者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重し、選択について支援している	非該当	非該当
<コメント>			
-2	理髪店や美容院の利用について配慮している	非該当	非該当
<コメント>			
A-2-(7) 睡眠		第三者評価結果	自己評価結果
-1	安眠できるように配慮している	非該当	非該当
<コメント>			
A-2-(8) 健康管理		第三者評価結果	自己評価結果
62	-1 子どもの健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b	c
<コメント> 日頃のバイタルチェックは検温のみで健康状態を把握しており、子どものケガや健康状態の急変が生じた場合は、保護者に連絡することになっています。子どものかかりつけの病院を聞いたり、普段でも気になることがあれば送迎時や療育日誌で保護者に伝達したりしています。しかしながら、子ども一人ひとりに対し、障害に応じた健康に対する意識を向上させる健康管理について、職員研修が行われた記録は確認できませんでした。子どもの障害と疾病に関する知見と支援技術が求められます。			
63	-2 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	非該当	評価なし
<コメント> 現在、事業所を利用する子どもに医療的ケアが必要な子どもはいません。事業所近辺に提携できる医療機関との連携ができていません。将来的には看護師の配置などを検討しているとのことですが、緊急時に備えた体制作りが望まれます。			
	-3 内服薬・外用薬等の扱いは確実にされている	非該当	非該当
<コメント>			
A-2-(9) 家族等との連携		第三者評価結果	自己評価結果
64	-1 子どもの家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b	c
<コメント> 家族との連絡は、日々の連絡帳や送迎時に日常の様子を説明するなど、迅速な情報交換を行っています。また、個別支援計画更新時の面談時に家族の要望や悩みなどの聞き取りを行っています。しかし、家族アンケートによれば、サービスには一様に満足し感謝する一方で、支援現場を見る機会がないことを指摘する人もいます。家族会や交流の場は設定されておらず、家族等との連携や交流イベントなどの取り組みが求められます。 ※奈良県の評価基準では、一般的な障害福祉事業を想定していて、本項目では専ら事業所における利用者の様子を家族等に丁寧に伝えるかを問うていますが、放課後等デイサービスでは、これに加えて、子どもと家族を総体として支援する観点が欠かせません。その意味で、家族会の設置や相談事業の充実、個々の課題に応えるための多様な社会資源ネットワークの構築が求められます。			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

A-2-(10) 余暇・レクリエーション			
65	⁻¹ 余暇・レクリエーションについて、子どもの希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b	a
<p><コメント></p> <p>施設内でのモノづくりや料理、楽器遊びなどの取り組みは評価できますが、社会参加の機会は十分とは言えません。</p> <p>※奈良県の評価基準項目では、生活介護等の成人対象の障害福祉を想定していて、余暇・レクリエーションが“利用者の希望に沿って”行われているかを問うていますが、放課後等デイサービスにおいては、子どもの発達支援と地域共生の観点から、子どもの社会参加や学習のための支援が重要です。しかしながら学習支援については、それは学校の本分ですから、放課後等デイサービスとしては「塾機能」までは求められていません。学校との連携を深めて学校教育を補完し、その実効を上げる取組が求められます。放課後等デイサービスに求められるべきは、社会参加の部分でしょう。そうした意味で、余暇・レクリエーションの取組の充実、とりわけ学校が休暇となる時期のプログラムが重要ですが、現状は十分ではありません。</p>			
A-2-(11) 外出、外泊		第三者評価結果	自己評価結果
66	⁻¹ 外出について、子どもの希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b	a
<p><コメント></p> <p>普段の日常生活支援の中では、事業所近辺の社会資源(公園・河川・電車の車庫など)を利用しています。外出先の選択について、利用者本人の希望に沿うことは、現時点では地域資源の選択肢も十分ではなく実施できていません。しかしながら、子どもの状況等に応じて、他の事業所を利用できることが、この法人の強みとなっています。ご家族の希望もあって、学校の休暇期間に遠足の計画もあるようですが、まだ実施には至っていません。子どもの社会参加機会を増進する取組の実施を期待します。</p>			
	⁻² 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
A-2-(12) 所持金・預かり金の管理等			
	⁻¹ 所持金、預かり金、その他利用者の財産について、適切な管理体制が作られている	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	⁻² 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	⁻³ 嗜好品(酒、たばこ等)については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
<p>評価対象A-3 発達支援 ※奈良県評価基準にはなし</p>			
A-3-(1) 発達支援		第三者評価結果	自己評価結果
67	⁻¹ 子どもの障がいの状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	b	b
<p><コメント></p> <p>法人の理念「ともに学び、ともに成長し、ともに生きるため」のもとに、基本方針の一つとして発達支援「ライフステージに応じた可能性を引き出し、自立して行くための力をつける支援」に力を入れ、子ども一人ひとりに目を向けた支援が行われています。保護者の中にも子どもの発達支援に関する強い要望が散見されます。しかしながら放課後等デイサービスの現場においては、職員は子どもの自発的な意思を尊重することをより重視して支援に努めています。この姿勢は、子ども個々の発達過程を追うための第三の居場所として継続することが期待されます。その中においても、職員には支援の専門職として障がいに関する知見を高めて、子どもたちの最善の利益を目標とした自立支援が求められています。“できること”を一つひとつ積み重ねて、保護者の期待に沿うとともに、エンパワメントの理念に沿った本当の意味の発達支援の追求を期待します。</p>			
68	⁻² 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	c	c
<p><コメント></p> <p>放課後等デイサービスの各事業所には複数の保育士等の配置は現実的ではなく、本項目が求める課題を求めることは難しい事情があります。しかしながら、支援を必要とする子どもの養育支援という、重要な職責です。高い専門性を育み、子どもへの愛を共有する一方、抱え込んだ悩みや疑問を相互に解放するためにも、なんらかの取組が期待されます。</p>			